

# 運動部活動における安全対策について

令和7年1月14日改訂

岩手県立大船渡東高等学校

運動部活動の実施に当たっては、けがや事故を未然に防止し、安全に活動することが大前提です。本校においては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、従来の取組を改めて確認のうえ、必要に応じて活動内容を見直すなど、運動部活動を安全・安心な部活動を行うことが大切です。

## 1 基本的な安全対策の考え方

### (1) 学校における安全管理体制の構築

運動部活動については、全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や各学校等の部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有など、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組むことが重要です。

部活動前には、本校で作成したチェックリスト等による使用施設、設備、用具等の安全点検を行い、また緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ校内研修の実施など、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築することが大切です。

#### 【重点項目】

- ① 各学校の部活動方針の理解
- ② 安全対策マニュアル等の整備
- ③ 救急法・AEDなど職員研修の実施

### (2) 事故防止のための安全に配慮した適切な指導

顧問等は練習中や試合中の不慮の事故を避けるため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、対象となる個々の生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導が必要です。生徒の体力や運動技能に合った無理のない指導計画を立案し、部全体の共通理解の下に活動することが大切です。顧問等は、指導する種目にどのような危険が内在するかを把握し、生徒に対しても安全に関する知識や技能を身に付けさせ、安全に配慮した活動ができるような指導を行ってください。

また、部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であり、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれる。部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示した上で行ってください。

#### 【重点項目】

- ① 生徒の健康観察、健康状態を把握
- ② 個人の能力に十分配慮した練習計画・指導（段階的な指導）
- ③ 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携
- ④ 顧問等不在時の練習内容の徹底（基本練習に限るなど危険性の低い内容 等）

### (3) 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）

日常的にグラウンドや体育館などの活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合、練習場所を防護（防球）ネットやカラーコーンなどにより明確に活動場所を区分して混在しないようにしたり、ボールなどの用具が他の活動場所に飛んでいった場合の合図の確認を双方で行ったりする必要があります。

複数の部が施設を共用する場合は、関係する部間で禁止事項や活動の制限事項などについては事前の共通理解をお願いします。練習開始時には、禁止事項等について各部で確認し、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、顧問等と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かすとともに、他の部とも情報共有をしてください。

#### 【重点項目】

- ① 同一場所で複数部活動が活動する場合には、練習場所の区分けや時間帯をずらすなど工夫して実施
- ② 体育館・グラウンド等を共用または隣接した場所で活動する際はルールを明確化
- ③ ヒヤリハット事例の情報共有

### (4) 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、顧問等と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切です。顧問等は、生徒に、施設・設備及び用具の適切な使用や点検や確認の徹底が事故の未然防止につながることを認識させ、定期的な安全確認・点検を徹底してください。

#### 【重点項目】

- ① 定期的に点検日を設ける
- ② 活動前の用具等の安全確認  
(床板のささくれ、防球ネット等の破損、支柱ネジ緩み、弓矢の状態、等)

## 2 運動部活動における安全対策状況調査結果を踏まえた安全対策のポイント

※特に危険を伴う競技について

### (1) 陸上競技（投てき種目）

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の種目と練習場を共用で使用することにより、投てき物が他の選手に衝突する危険性がある。</li><li>・後ろ向きの準備局面から投動作に入る場合、直前の前方確認を怠りやすい。</li><li>・回転系は前後左右 360 度に大きく失投する可能性があり危険である。</li><li>・網状の防護ネットには「たわみ」があり、投てき物が当たった場合に 1～2 m ほど伸びるので、ネット間近にいることは危険がある。</li></ul>
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。</li><li>・サークル以外では試技をしない。</li><li>・投てき者は確実に周囲の安全を確認し、大声で「行きます」又は「投げます」と周知し、必ず自ら前方と周囲の者の反応を確認する。すべての安全が確認できた時に初めて投てき動作に入る。</li><li>・周囲の者は投てき物が落下するまで投てき物から目を離さない。</li></ul>

## (2) 弓道

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"><li>・道場の安全管理が不十分で、矢が道場外に飛び出して、人に当たる危険性が高い。</li><li>・弓に傷があって、引き分けた際に裂けて射手がけがをする危険性が高い。</li><li>・矢が短く引き分けた際に弓の中に入り込み飛び出したり、折れて射手に当たったりする危険性が高い。</li><li>・矢取りの際に射手との連絡が不十分で、矢取りに入った者に矢が当たる危険性が高い。</li><li>・巻き藁に放った矢が、跳ね返り射手に当たる危険や外れて周囲の者に当たる危険性が高い。</li></ul>
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な施設（弓道場）・用具の安全点検の徹底</li><li>・指導者の許可無しに行射をしないルール・マナーを遵守する。</li><li>・安全な場所以外では絶対に弓を引かない。</li><li>・たとえ矢をつがえていなくても、人のいる方向に弓を引かない。</li><li>・巻き藁練習を行う際には、前後左右の近い所に人がいないことを確認する。</li><li>・一人一人の上達に応じた練習メニューの提示。</li><li>・自己の技能に応じた強度の弓具等を使用する。</li><li>・矢取りは声と目で安全確認をした上に、赤旗や警告灯をつけてから入る。</li></ul>

## (3) ラグビーフットボール

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"><li>・フィジカルコンタクトによる脱臼、骨折、外傷等。</li><li>・頭部の強打による脳しんとう。</li><li>・激しい運動量により、熱中症の危険度が高い。</li><li>・準備運動不足やオーバーワークによるけがの危険性。</li></ul>
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康状態の把握・練習環境の確認。</li><li>・監視体制の徹底。</li><li>・活動内容の検討。</li><li>・安全指導の徹底、救急処置等の啓発の徹底。</li><li>・熱中症予防の徹底。</li></ul>

## (4) その他 上記(1)～(3)以外の活動について

- ・卓球のように一見安全に思える競技でも、卓球台の角により外傷を負う場合があるので、事故防止の観点は常に意識すること。
- ・種目の特性や活動内容に応じた安全対策を講じて行うこと。
- ・気象状況の変化に応じた適切な活動を行うこと。

# 岩手県立大船渡東高等学校 部活動安全対策マニュアル(チェックリスト) R6 12/23 改訂版

部活動の実施に当たっては、事故等を未然に防ぐために常に危機管理意識を高め、危険予測・安全確保に努めることが大切である。

## 1 安全管理体制の構築

### (1) 学校の部活動に係る活動方針

チェック欄

- ①「学校の部活動に係る活動方針」により、活動の方針並びに活動のきまりを確認する。

② 運動用具の点検を徹底し、準備体操を十分行うなど事故や負傷を未然に防ぐ部活動を行う。

**(2) 安全に関する知識・技能の習得**

①心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応に係る校内研修を実施する。

②熱中症対策については小まめな休憩や水分補給を徹底する。危機管理マニュアルに記載のとおり、WBGT31以上の時は運動を原則禁止とする。

**2 事故防止のための安全に配慮した適切な指導**

**(1) 生徒の健康状態の把握**

不慮の事故を避けるため、生徒の健康状態を把握した上で、安全に配慮した適切な指導を行う。また、生徒の行動特性（注意力、把握力、認識力、運度能力等）や体質・既往症、常備薬・エピペン等の携帯についても把握する。

**(2) 顧問不在時の対応**

やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。

**(3) 顧問不在時の練習内容の徹底**

部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示する。

**3 日常の活動に潜む危険性**

**(1) 活動の工夫、ルールの明確化**

日常的にグラウンドや体育館等の活動場所を複数の部活動が共用して練習する場合、関係する部の間で禁止事項や活動の制限事項等について、事前に共通理解する。

**(2) ヒヤリハット事例の情報共有**

①練習開始時には、禁止事項等について確認し、練習後には危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、報告し合い、次の練習に生かすとともに、他の部と情報共有をする。

②生徒が倒れている場合は危機管理マニュアルに記載のとおり、救急車の手配、胸骨圧迫、AEDの使用などに迅速に対応する。

**4 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導**

**(1) 定期的な安全点検**

毎月1回の安全点検で施設、設備の安全を確認する。

**(2) 活動前の用具等の安全確認**

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、顧問等と生徒が共に施設・設備の安全確認を行う。